

化学物質に関する法改正の動き

(一社)日本試薬協会 安全性・環境対策委員会
(執筆担当：東京化成工業株式会社 荻野 忠芳)

化学物質に関する法律で平成23年12月から平成24年4月までに改正等のあったものの概要を紹介致します。これらは、概要のためすべての内容は網羅されていません。詳細は、必ず官報または当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)

1) 「監視化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第1号(平成24年3月22日付)により、下記1物質が監視化学物質に指定されました。

- ① a - (ジフルオロメチル)- ω - (ジフルオロメトキシ)ポリ[オキシ(ジフルオロメチレン)/オキシ(テトラフルオロエチレン)](分子量が500以上700以下のものに限る。)

【製品評価技術基盤機構ホームページ】

<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/kanshi20120322.pdf>

2) 「優先評価化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第2号(平成24年3月22日付)により、下記8物質が優先評価化学物質に指定されました。

- ① 過酸化水素
- ② メタノール
- ③ ジエタノールアミン
- ④ 過酢酸
- ⑤ 無水酢酸
- ⑥ アクリル酸

- ⑦ クロロ酢酸ナトリウム

- ⑧ シクロヘキサン

【製品評価技術基盤機構ホームページ】

<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/youusen20120322.pdf>

3) 「優先評価化学物質」の指定取り消し

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第4号(平成24年3月23日付)により、下記1物質について優先評価化学物質の指定が取り消されました。

- ① 2-メチルプロパン-2-オール(別名：tert-ブチルアルコール)

【製品評価技術基盤機構ホームページ】

http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/youusen_torikeshi20120323.pdf

4) 「届出不要物質」の改定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第3号(平成24年3月22日付)により、旧告示が廃止され、改めて届出不要物質が指定されました。

【製品評価技術基盤機構ホームページ】

<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/fuyou20120322.pdf>

2. 労働安全衛生法

1) 新規化学物質の名称の公表

厚生労働省告示第477号(平成23年12月27日付)により、法第57条の3第3項の規定に基づき「届出があった新規化学物質」についてその名称が公表されました。

(通し番号20423～20733)(311品目)

【安全衛生情報センターホームページ】

<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-51/hor1-51-22-1-0.htm>】

2) 有害物ばく露作業報告

厚生労働省告示第484号(平成23年12月27日付)により、「有害物ばく露作業報告」の対象物質等が改正されました。

これら15物質についての対象期間は平成24年1月1日から同年12月31日、報告書の提出期間は平成25年1月1日から同年3月31日です。

◆対象物質

- ① アクリル酸メチル (0.1%未満)
- ② アセチルサリチル酸(別名アスピリン)
(0.1%未満)
- ③ イソシアン酸メチル (0.1%未満)
- ④ エチレングリコールモノエチルエーテル
(別名セロソルブ) (0.1%未満)
- ⑤ エチレングリコールモノメチルエーテル
(別名メチルセロソルブ) (0.1%未満)
- ⑥ 塩化ホスホリル (1%未満)
- ⑦ クロロエタン(別名塩化エチル) (0.1%未満)
- ⑧ 2-クロロフェノール (0.1%未満)
- ⑨ 酢酸イソプロピル (1%未満)
- ⑩ 臭素 (1%未満)
- ⑪ 二硝酸プロピレン (1%未満)
- ⑫ ピリジン (0.1%未満)
- ⑬ フルオロ酢酸ナトリウム (1%未満)
- ⑭ メタクリル酸 (1%未満)
- ⑮ メタクリル酸メチル (0.1%未満)

※上記を含有する製剤その他の物も対象。但し、含有量(重量パーセント)が括弧内に示した値であるものは除かれます。

【安全衛生情報センターホームページ：

<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-215-1-0.htm>】

3) 作業環境測定基準等

厚生労働省告示第43号(平成24年2月7日付)により、作業環境評価基準の一部が改正され、ベンゾトリクロリドの管理濃度が新たに設定さ

れるとともに、エチレンイミン等6物質の管理濃度が改正されました。

◆今回改正された管理濃度

- ① ベンゾトリクロリド (0.05ppm) ※新設
- ② エチレンイミン (旧0.5ppm→新0.05ppm)
- ③ 硫化水素 (旧5ppm→新1ppm)
- ④ エチレングリコールモノメチルエーテル
(別名メチルセロソルブ)
(旧5ppm→新0.1ppm)
- ⑤ 酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)
(旧100ppm→新50ppm)
- ⑥ 酢酸ノルマル-ペンチル
(別名酢酸ノルマル-アミル)
(旧100ppm→新50ppm)
- ⑦ メチルイソブチルケトン
(旧50ppm→新20ppm)

また、関連して作業環境測定基準、特定化学物質予防規則等の一部も改正されました。これらは平成24年4月1日から適用又は施行されています。

※詳細は、基発第0207第4号 厚生労働省労働基準局長通達(平成24年2月7日付)をご参照ください。

【安全衛生情報センターホームページ：

<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-53/hor1-53-4-1-0.htm>】

4) 労働安全衛生規則等

厚生労働省令第9号(平成24年1月27日付)により、労働安全衛生規則の一部が改正され、下記の事項が努力義務となりました。

- ① 機械に関する危険性の通知
- ② 危険有害性化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示及び通知

※「危険有害性化学物質等」：JIS Z7253(GHS)に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) 附属書Aに定める物理化学的危険性又は健康有害性をどれかひとつでも有する

もの。(施行日：平成24年4月1日)

また、労働安全衛生規則の一部改正に関連して、厚生労働省告示第133号(平成24年1月27日付)により、化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針が改正されました。

【安全衛生情報センターホームページ：

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-220-1-0.htm> (省令第9号)

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-229-1-0.htm> (告示第133号)】

3. 水質汚濁防止法

環境省令第3号(平成24年3月27日付)により、水質汚濁防止法施行規則等の一部が改正されました。

- ①有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に係る構造、設備及び使用の方法に関する基準並びに定期点検の方法を規定
- ②有害物質使用特定施設及び新たに位置づけられた有害物質貯蔵指定施設は、定められた様式によって届け出ること、受理書を交付すること、氏名の変更等を届けることを規定
- ③有害物質貯蔵指定施設等に対応するため、届出様式を修正

今回の改正は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成23年法律第71号)(以下、「改正法」)の施行に伴うもので、改正法と同じく平成24年6月1日から施行されています。

【環境省ホームページ：

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>】

4. 消防法

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等が平成23年12月21日に公布されました。

主な改正事項は、以下のとおりです。

- ①「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」を消防法上の第1類の危険物に追加する。
- ②浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクを有する特定屋外タンク貯蔵所の安全性を確保するために、当該貯蔵所の位置、構造及び設備に係る

技術上の基準を新たに設ける。

- ③エタノール又はエタノールを含有するガソリンを取り扱う給油取扱所の安全性を確保するために、当該給油取扱所の位置、構造及び設備等に係る技術上の基準を新たに設ける。
- ④危険物施設におけるハロン代替ガスを用いた消火設備の使用を可能とする。
- ⑤「1-ブromo-3-クロロプロパン及びこれを含有する製剤」及び「オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤」を消防活動阻害物質に指定する。
- ⑥危険物施設における不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び泡消火設備の技術上の基準を定める。

【消防庁ホームページ：

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2312/231221_1houdou/01_houdoushiryou.pdf】

以上